

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 > 水環境の保全 > 別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

1 河川							
(1) 河川（湖沼を除く。）							
ア							
項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)に より水域類型ご とに指定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2 mg/L 以上	－	
測定方法		規格12.1 に定める 方法又は ガラス電 極を用い る水質自 動監視測 定装置に よりこれ と同程度 の計測結 果の得ら れる方法	規格21に 定める方法	付表9に掲 げる方法	規格32に 定める方法 又は隔膜電 極若しくは 光学式セン サを用いる 水質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

+ 環境省のご案内

- 政策分野・行政活動

政策分野一覧

[審議会・委員会等](#)

[環境省政策会議](#)

[重点施策・予算情報](#)

[税制改正関係情報](#)

[行政事業レビュー](#)

[政策評価](#)

[国会提出法律案](#)

[公文書管理](#)

[府省共通公開資料等](#)

[大臣官房のお知らせ](#)

+ 環境基準・法令等

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

+ 報道・広報

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）

- 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物 A	イワナ、サケマ ス等比較的低温 域を好む水生生 物及びこれらの 餌生物が生息す る水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
生物 特A	生物Aの水域の うち、生物Aの 欄に掲げる水生 生物の産卵場 （繁殖場）又は 幼稚仔の生育場 として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比 較的高温域を好 む水生生物及び これらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

ページ先頭へ



環境省（法人番号1000012110001）
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内
環境省ホームページについて | 著作権・リンクについて | プライバシーポリシー | 環境関連リンク集

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.